

土岐市訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自） （Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度） 1,176単位	1,176	1月につき
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 （週1回程度） 39単位	39	1日につき
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自） （Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 （週2回程度） 2,349単位	2,349	1月につき
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 （週2回程度） 78単位	77	1日につき
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自） （Ⅲ）	要支援2 （週2回を超える程度） 3,727単位	3,727	1月につき
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		要支援2 （週2回を超える程度） 124単位	123	1日につき
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	リ 生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	又 介護職員処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	又 介護職員処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	又 介護職員処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3) で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	又 介護職員処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3) で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000	

水色→新設
黄色→変更
灰色→廃止